

北海道博物館告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年7月9日

北海道博物館長 石森 秀三

1 入札に付する事項

- (1) 契約の名称 令和6年度開拓の村建造物旧大石三省堂支店及び旧山本理髪店老朽度調査
- (2) 業務の内容 別添仕様書のとおり
- (3) 業務の期間 契約締結の日から令和6年11月29日まで
- (4) 業務の場所 札幌市厚別区厚別町小野幌（北海道開拓の村敷地内）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち「建築物の設計」の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石狩振興局管内に本店又は営業所等の拠点を有し、かつ、契約履行可能地域に石狩が含まれていること。
- (5) 過去2年間に、国（独立行政法人、国立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等をいう。）及び特別法の規定により設立された事業団を含む。以下同じ。）及び地方公共団体（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び地方住宅供給公社を含む。以下同じ。）と、本業務と同種又は類似と認められる老朽度調査業務を受託した実績を有する者。
- (6) 業務の技術上の管理を行う管理技術者（一級建築士）を配置できること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
  - ア 申請の時期 令和6年7月9日から令和6年7月19日まで（休館日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
  - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 北海道博物館総務部総括グループ

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項等を示す場所

- (1) 入札参加資格申請書等の配付場所

札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 北海道博物館 総務部総括グループ

インターネットによる配布場所

「北海道博物館のホームページ <http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/>」

- (2) 配布方法

直接配布又はインターネット配布とし、郵送又は電送（ファクシミリ）では行わない。

入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、制限付一般競争入札参加資格確認申請の用に供する限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2
- (2) 入札日時 令和6年7月26日（金）午前10時
- (3) 開札場所 (1)に同じ
- (4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認められるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求められることがある。

7 契約保証金

- (1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、財務規則第171条

及び第 172 条の定めるところによる。

8 郵便等による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項に規定する場合を除き、財務規則第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成等について

(1) この契約は契約書の作成を要する。

(2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 最低制限価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定による最低制限価格を設定している。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道博物館総務部総括グループ

イ 所在地 札幌市厚別区厚別町小野幌 53-2

ウ 電話番号 011-898-0456

(5) 前金払

契約金額の 3 割以内に相当する金額を前払いすることができる。

(6) 概算払

概算払はしない。

(7) 部分払

部分払はしない。

(8) 入札の執行

初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

(9) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 4 の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(11) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。